

【現行】

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍●●県●●市●●町●●番地、最後の住所

●●県●●市●●町●●番地

被相続人 亡 ●●●●

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和●●年●●月●●日

●●県●●市●●町●●番

相続財産管理人 ●●●●

【施行日以降】

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍●●県●●市●●町●●番地、最後の住所

●●県●●市●●町●●番地

被相続人 亡 ●●●●

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和●●年●●月●●日

●●県●●市●●町●●番

相続財産清算人 ●●●●

民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）

附 則 （令和三年四月二八日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（相続財産の清算に関する経過措置）

第四条 施行日前に旧民法第九百三十六条第一項の規定により選任された相続財産の管理人は、施行日以後は、新民法第九百三十六条第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。

2 略

3 略

4 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における当該相続財産の管理人の選任の公告、相続債権者及び受遺者に対する請求の申出をすべき旨の公告及び催告、相続債権者及び受遺者に対する弁済並びにその弁済のための相続財産の換価、相続債権者及び受遺者の換価手続への参加、不当な弁済をした相続財産の管理人の責任、相続人の搜索の公告、公告期間内に申出をしなかった相続債権者及び受遺者の権利並びに相続人としての権利を主張する者がいない場合における相続人、相続債権者及び受遺者の権利については、なお従前の例による。